

競争入札参加資格 変更届（建設工事）について

競争入札参加資格認定後、次表に掲げる事項に変更が生じた場合には、遅延なく変更届を添付書類とともに提出してください。様式については、必要項目が入っていれば独自様式でも構いません。

なお、資格審査受付システムを利用される方については提出書類を一部簡素化しています。

1. 届出が必要な事項及び提出書類

1 資格審査受付システムを利用する場合

(1) 営業所情報の変更

変更事項		提出書類（郵送又は持参）
本店 （受任なし）	所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し ・ 建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの）又は商業登記簿謄本の写し
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し
	社印	変更届提出不要
	入札契約に使用する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用印鑑届
本店 （受任あり）	所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し ・ 建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの）又は商業登記簿謄本の写し ・ 委任状
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し
	社印	変更届提出不要
受任者	営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し ・ 建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの） ・ 委任状
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し
	入札契約に使用する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用印鑑届

(2) 許可情報等

変更事項	提出書類（郵送または持参）
許可更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可通知書の写し
許可換え（大臣⇔知事）、許可区分（一般⇔特定）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 許可通知書の写し
許可業種の廃業又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更等届出送信完了兼受付票の写し ・ 建設業廃業届又は取消通知書の写し
経営事項審査の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営規模等評価結果通知書の写し

2 資格審査受付システムを利用しない場合

(1) 営業所情報の変更

変更事項		提出書類（郵送又は持参）
本店 （受任なし）	所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの）又は商業登記簿謄本の写し
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届
	社印	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・印鑑証明書（原本 写し不可）
	入札契約に使用する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・使用印鑑届
本店 （受任あり）	所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの）又は商業登記簿謄本の写し ・委任状
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届
	社印	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・印鑑証明書（原本 写し不可）
受任者	営業所の所在地、商号又は名称、代表者氏名	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・建設業許可変更届出書（様式第 22 号の 2）の写し （許可行政庁の收受印のあるもの） ・委任状
	郵便番号、電話番号、FAX番号、Eメール	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届
	入札契約に使用する印鑑	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・使用印鑑届

(2) 許可情報等

変更事項	提出書類（郵送又は持参）
許可更新	<ul style="list-style-type: none"> ・許可通知書の写し
許可換え（大臣⇔知事）、許可区分（一般⇔特定）	<ul style="list-style-type: none"> ・許可通知書の写し
許可業種の廃業又は廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・変更届 ・建設業廃業届又は取消通知書の写し
経営事項審査の更新	<ul style="list-style-type: none"> ・経営規模等評価結果通知書の写し

2. 届出が不要な事項

- ・ 代表者以外の役員、技術者職員等の変更
- ・ 営業所の受任者の職名変更
- ・ 当町との入札契約について、受任関係のない営業所の新設や変更
- ・ 決算の変更
- ・ 資本金の変更

3. 注意点

- ・ 建設業許可または経営事項審査のいずれか一方でも有効期限が切れている者と契約を締結することはできませんので、更新時にはすみやかに提出してください。
- ・ 希望業種の追加については、別途定められた追加申請期間に競争入札参加資格審査申請を行う必要があります。
- ・ 建設業許可が失効した場合には、競争入札参加資格も失効します。この場合、改めて建設業許可を取得し、新規の許可で経営事項審査を受審しなければ、競争入札参加資格審査申請を行うことはできません。
- ・ 届出が必要な事項の変更があつたにもかかわらず、変更届を提出しない場合は、建設業者等指名除外要綱による指名除外の対象となることがあります。

4. その他

北広島町から請け負っている工事がある場合には、競争入札参加資格の変更届とは別に、工事発注担当課へ届け出てください。

5. 提出先

北広島町役場 財政課 管財契約係

〒731-1595 広島県山県郡北広島町有田 1234 番地

Tel : 050-5812-1859 (直通)

※ 郵送・持参 いずれも可